

平成 25 年 9 月 18 日

各 位

上場会社名 株式会社フルスピード
(コード番号: 2159 東証マザーズ)
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号
代表者 代表取締役社長 田中 伸明
問合せ先 管理本部副本部長 栗田 洋
電話番号 03-5728-4460 (代表)
(URL <http://www.fullspeed.co.jp/>)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年9月18日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、証券市場の流動性および利便性の向上を図るため、当社の株式の売買単位を100株といたします。

これにともない、当社株式1株を100株に分割するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割および単元株制度の採用にともなう実質的な投資単位の変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年10月31日(木)最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年10月31日(木)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

- ① 株式分割前の発行済株式総数 : 152,640株
- ② 今回の分割により増加する株式数 : 15,111,360株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 : 15,264,000株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 : 20,000,000株

(注) 上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成25年10月16日(水)
- ② 基準日 平成25年10月31日(木)
- ③ 効力発生日 平成25年11月1日(金)

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割にともない、新株予約権の目的となる株式についても平成25年11月1日以降、次のとおり調整されます。

Full Speed

Ad Technology & Marketing Company

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 18 年 3 月 6 日臨時株主総会決議に基づく第 1 回新株予約権	15,700 円	157 円
平成 18 年 7 月 3 日臨時株主総会決議に基づく第 2 回新株予約権	30,000 円	300 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 11 月 1 日（金）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 11 月 1 日（金）

（参考）平成 25 年 10 月 29 日（火）をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用にともない、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 11 月 1 日（金）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設いたします。

（下線部分が変更箇所）

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000</u> 株とする。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000</u> 株とする。
(新設) 第 7 条～第 45 条（条文省略）	(<u>単元株式数</u>) 第 7 条 <u>当社の単元株式数は 100 株とする。</u> 第 8 条～第 46 条（現行どおり）

Full Speed

Ad Technology & Marketing Company

現行定款	変更案
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条</u> <u>第6条の変更並びに第7条の新設並びにこれにともなう条数の繰下げの効力発生日は、平成25年11月1日とし、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

以 上